

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年5月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300397 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2400004 号

第1 結論

昭和 58 年*月から昭和 59 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から昭和 59 年 5 月まで

私が 20 歳の頃、父親が国民年金の加入手続を行い、私が学生である期間は保険料を代わりに納付してくれると父親から聞いた。加入手続の時期や保険料納付方法は不明であるが、請求期間に係る国民年金保険料は納付したはずである。しかし、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録はなく、国民年金の番号が記載された年金手帳は、被保険者となった日及び被保険者の種別が訂正されている。請求期間に係る国民年金保険料は着服された可能性もあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳の当時は大学生であったが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、大学生であった期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、既に亡くなっており、証言を得ることができず、請求者は、請求期間の国民年金に係る加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、請求者の当該期間の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が保有する国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が記載された年金手帳によると、「被保険者となった日」が昭和 58 年*月*日から昭和 59 年 6 月 25 日に訂正され、「被保険者の種別」が強制から任意に訂正されていることが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者に初めて国民年金番号が払い出されたのは、同年 7 月 30 日であることが確認できる。

さらに、請求者が卒業した大学からの回答により、請求者は、請求期間において大学生であったことが確認できる。当該期間当時は、学生は申出により任意加入被保険者となることができ、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされており、請求者に係る国

民年金番号の払出日は前述のとおり昭和59年7月30日であることから、年金手帳に記載されている訂正後の被保険者となった日（昭和59年6月25日）は、請求者に係る国民年金加入の申出が行われた日と考えられる。

加えて、年金手帳の「被保険者となった日」及び「被保険者の種別」が訂正された経緯は確認できないものの、訂正後の記録はオンライン記録と一致しており、請求期間当時、請求者は国民年金の強制加入対象者ではなく、任意加入対象者であることから、事実を即した訂正と考えられ、不合理な記録訂正が行われたとは考えにくい。

なお、A市役所は、年金手帳の被保険者となった日及び被保険者の種別が変更されていることについて、請求期間当時の加入手続等を確認できる資料は保存していない旨回答していることから、当該変更及び請求者に係る加入手続について確認できず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が着服されたか否かについても判断することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300507号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年5月1日から同年9月1日まで

私は、平成13年5月1日から、A社で派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年9月1日と記録されているのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に、平成13年5月1日から継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における資格取得日は、同年9月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、請求者は、A社から、請求期間に係る給与が振り込まれていたとする預金通帳の写し(以下「預金通帳」という。)を提出しているものの、平成13年5月15日から同年8月15日までの間の「給与」と記載されている入金記録について、預金通帳の発行元である金融機関は、取引記録の保存期間を経過している旨回答していることから、当該入金記録の振込元に係る名称を確認することができない。

さらに、預金通帳において、平成13年8月6日に、「A」から2,510円の振込があったことが確認できるものの、当該振込記録のみでは、請求者が請求期間にA社に勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除額を推認することはできない。

加えて、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る人事記録及び賃金台帳等の資料については、保存期間経過により廃棄済みであると回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。